

3 整備 福祉のまちづくり推進事業補助金 [A]

福祉のまちづくり推進事業補助金は、バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例のバリアフリー基準等に基づき、施設のバリアフリー整備を行う費用の一部を助成する補助金です。補助金の申請先は、当該建築物がある市町村です。(市町村が制度を設けていない場合は、ご利用いただけません。※裏表紙を参照)

■補助の要件

- ・バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例に定める特定建築物(表A)又は特別特定建築物(表B)であること
- ・とっとりUDマップ(県が提供するバリアフリー施設情報を掲載した電子地図※P.6を参照)に施設を掲載すること
- ・新築、増築、改築(以下「新築等」という)を行う部分がバリアフリー基準に適合すること
- ・改修、用途変更(以下「改修等」という)を行う部分がバリアフリー基準に適合すること
- ・延床面積2,000m²以上の特別特定建築物の新築のうち、◎が付いている建物用途は補助対象外
- ・分譲マンションなど、区分所有権の共同住宅は補助対象外

■補助メニュー 補助対象上限額に補助率を乗じたものが補助金の限度額になります。

多数の方が利用する建築物

A. 特定建築物 のバリアフリー化を行う場合(補助対象上限額に対して1/2 補助)

- ・卸売市場、工場、事務所、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- ・学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
- ・自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用を除く)

表A	メニュー	補助対象上限額		バリアフリー法等の基準の適合内容 及び補助要件等
		新築等	改修等	
1	車いす使用者用トイレ又は車いす使用者用簡易便房の整備	130万円	330万円	【新築等の場合】バリアフリー非対応のトイレを設置する場合の費用との差額、出入口の自動扉又は引戸化、大型ベッド、ベビーチェア、ベビーベッド等の設置が補助対象です。 【改修等の場合】道等又は車いす使用者用駐車場から当該トイレ及び利用居室(当該トイレと同一階にあるもの限る)までの経路をバリアフリー化することが補助の要件です。バリアフリートイレ改修費用(出入口の自動扉又は引戸化、大型ベッド、ベビーチェア、ベビーベッド等の設置)、玄関から当該トイレ及び利用居室までの経路のバリアフリー化整備費用が補助対象です。道等又は車いす使用者用駐車場から玄関までの経路のバリアフリー化の補助は「玄関の整備」メニューをご利用ください。
2	エレベーターの設置	330万円	2,200万円	バリアフリー対応エレベーターの整備費用が補助対象です。
3	玄関の整備	—	330万円	道等又は車いす使用者用駐車場から玄関までの経路をバリアフリー化することが補助の要件です。玄関出入口の自動扉又は引戸化、音声誘導装置等の設置、道等又は車いす使用者用駐車場から玄関までの経路のバリアフリー化に必要な経費が補助対象です。
4	音声誘導装置等の設置	1箇所あたり100万円 (3箇所以内)		音声により視覚障がい者を誘導する設備(音声誘導装置及び点字表示板等)の整備費が補助対象です。
5	オストメイト用設備の設置	110万円		オストメイト専用の流し台を設置し、温水が出る混合水洗を備えたものが補助対象です。(便器の給水栓から分岐するホース型の設備は補助対象外)
6	車いす使用者用駐車場屋根の設置	220万円		車いす使用者用駐車場から玄関までの経路をバリアフリー化することが補助の要件です。車いす使用者用駐車場の屋根及び当該屋根から玄関までの経路上に設置する屋根、車いす使用者用駐車場から玄関までの経路のバリアフリー化が補助対象です。
7	電光掲示板、フラッシュライト等の整備	50万円		聴覚障がい者に緊急情報を伝達できる設備費用が補助対象です。なお、電光掲示板は案内所に設置するものに限ります。
8	建築主の提案によるバリアフリー整備	—	50万円	建築物の床面積が1,000m ² 未満の既存建築物において、上記メニューの経路のバリアフリー化に要する費用が対象です。また、建築設計標準(※1)に示すバリアフリー整備に係る費用が補助対象です。

※1 高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(令和3年3月国土交通省)を指す。

福祉のまちづくり推進事業補助金 [B]

福祉のまちづくり推進事業補助金は、バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例のバリアフリー基準等に基づき、施設のバリアフリー整備を行う費用の一部を助成する補助金です。補助金の申請先は、当該建築物がある市町村です。(市町村が制度を設けていない場合は、ご利用いただけません。※裏表紙を参照)

B. 特別特定建築物 のバリアフリー化を行う場合(補助対象上限額に対して2/3 補助)

- ◎特別支援学校・小中学校(公立を除く)
- ◎病院又は診療所
- ◎劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- ◎博物館、美術館、図書館、展示場、集会場又は公会堂
- ◎百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- ◎ホテル、旅館、公衆浴場
- ◎主として高齢者、障がい者等が利用する老人ホーム等
- ◎老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター等
- ◎体育館又は水泳場(一般公共の用に供されるものに限る)等
- ◎飲食店、郵便局、銀行、理美容院、クリーニング店等
- ・各種私立学校、専修学校
- ・共同住宅、寄宿舎又は下宿
- ・ガス、電気、電気通信の用に供する事務所
- ・自動車教習所又は職業訓練校・車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で、旅客の乗降又は待合の用に供するもの
- ・福祉ホーム等、保育園
- ・一般公共の用に供される自動車の停留又は駐車のための施設
- ・公衆便所
- ・体育館又は水泳場等
(左記を除き、かつ、企業の福利厚生のものを除く)
- ・複合用途建築物

表B	メニュー	補助対象上限額		バリアフリー法等の基準の適合内容 及び補助要件等
		新築等	改修等	
1	車いす使用者用トイレ又は車いす使用者用簡易便房の整備	130万円	330万円又は550万円(※2)	【表A-1】と同様の内容
2	エレベーターの設置	330万円	2,200万円	【表A-2】と同様の内容
3	玄関の整備	—	330万円又は550万円(※2)	【表A-3】と同様の内容
4	4から16までに掲げる整備	—	4~16までの合計 555万円	4 和式便器の洋式化 5 小便器の低リップ化 6 手洗い器の自動水栓化 7 車いす使用者用便用のブース設置 8 トイレの自動扉又は引戸化等 9 トイレの手すりの設置 10 ベビーチェアの設置 11 ベビーベッドの設置 12 敷地、建物へ手すりの設置 13 廊下幅拡張改修 14 利用居室の出入口改修 15 点字ブロックの設置 16 利用居室の段差解消用スロープの整備 50万円/箇所 30万円/箇所 20万円/箇所 80万円/箇所 180万円/箇所 15.5万円/箇所 10万円/箇所 120万円/箇所 11.5万円/m 10万円/m 180万円/箇所 2.5万円/m 20万円/箇所
17	ホテル・旅館の車いす使用者用客室の整備	—	550万円	道等又は車いす使用者用駐車場から当該客室までの経路をバリアフリー化することが補助の要件です。客室のバリアフリー改修費用、玄関から当該客室までの経路のバリアフリー化整備費用が補助対象です。なお、道等又は車いす使用者用駐車施設から玄関までの経路のバリアフリー化の補助は「玄関の整備」メニューをご利用ください。
18	音声誘導装置等の設置	1箇所あたり100万円 (3箇所以内)		【表A-4】と同様の内容
19	オストメイト用設備の設置	110万円		【表A-5】と同様の内容
20	車いす使用者用駐車場屋根の設置	220万円		【表A-6】と同様の内容
21	電光掲示板、フラッシュライト等の整備	50万円		【表A-7】と同様の内容
22	建築主の提案によるバリアフリー整備	—	50万円	【表A-8】と同様の内容

※2 劇場、観覧場、映画館、演劇場、集会場、公会堂、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館及び飲食店の用途